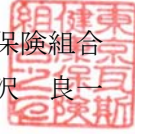


各事業所 総務担当部長 殿

東京瓦斯健康保険組合
常務理事 藤沢 良一



傷病手当金請求書における書類の添付および給付の変更について

標記について、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

医療機関の電子化が進み電子カルテを導入する医療機関が増えてまいりました。それに伴い医療機関の発行する証明書等も電子カルテによる文書で発行され、傷病手当金請求書につきましても「療養を担当した医師の意見」欄の記載（証明医師の直筆による証明）に代わり、電子カルテによる文書を添付することで、医師の証明とするケースも出始めてきております。

証明医師の直筆ではない証明書等は、偽造が容易に行われる可能性も高く、今後の偽造防止および適正な給付を行うため、処理および給付について変更を行うものです。

2. 変更内容

(1) 電子カルテ等による証明書添付による判定

傷病手当金請求書の「療養を担当した医師の意見」欄の記載に代えて、医師の証明書が直筆以外の証明書の添付があった場合、「療養を担当した医師の意見」に記載があったものとして、給付処理を行います。

ただし、以下の場合を除きます。

①証明医師の氏名が直筆で無い場合で、証明医師のサインが無い場合。（証明医師の押印有り。）

②証明医師の氏名が直筆（または直筆以外でもサインがある）であるが、証明医師の印が押印されていない。

上記①②のいずれも証明医師直筆のサインおよび押印が必要となりますので、この点をご確認のうえご提出ください。

(2) 給付月の変更

電子カルテ等による証明書（証明医師の直筆によらない証明書）の添付による傷病手当金請求書は、健保組合で傷病手当金請求月の内容について診療報酬明細書（通称「レセプト」という。）にて確認した後に傷病手当金の給付処理とさせていただきます。

＊具体的には、診療月の 3～4 ヶ月後の給付処理となります。

以 上

担当：細川

電話：(外線) 03-5400-7698

(内線) 700-5575